

## 特定空家等に対する措置について

空家等対策の推進に関する特別措置法及び恵庭市空家等の適正な管理に関する条例に基づき、恵庭市空家等対策審議会から令和2年11月20日に答申を受け、同年11月24日に特定空家等に認定された2件の空家等に対する、これまでの措置と今後の予定について以下のとおり報告します。

### 1. 物件Aについて

○認定からこれまでの経過について

令和2年11月27日 法第14条第1項に基づく「指導」の実施

令和3年 1月29日 法第14条第2項に基づく「勧告」の実施

令和3年 3月30日 恵庭市空家等対策審議会開催（「命令」について審議）

令和3年 4月13日 答申書受理

○今後の予定

令和2年 4月下旬 法第14条第3項に基づく「命令」の事前通知

令和3年 5月上旬 法第14条第3項に基づく「命令」の実施

（以降、改善がなされない場合）

令和3年 5月下旬 恵庭市空家等対策審議会開催（「行政代執行」について審議）

### 2. 物件Bについて

○利害関係者において権利行使に向けての手続き開始を検討

○権利者の手続き開始について経過観察中

### 3. その他

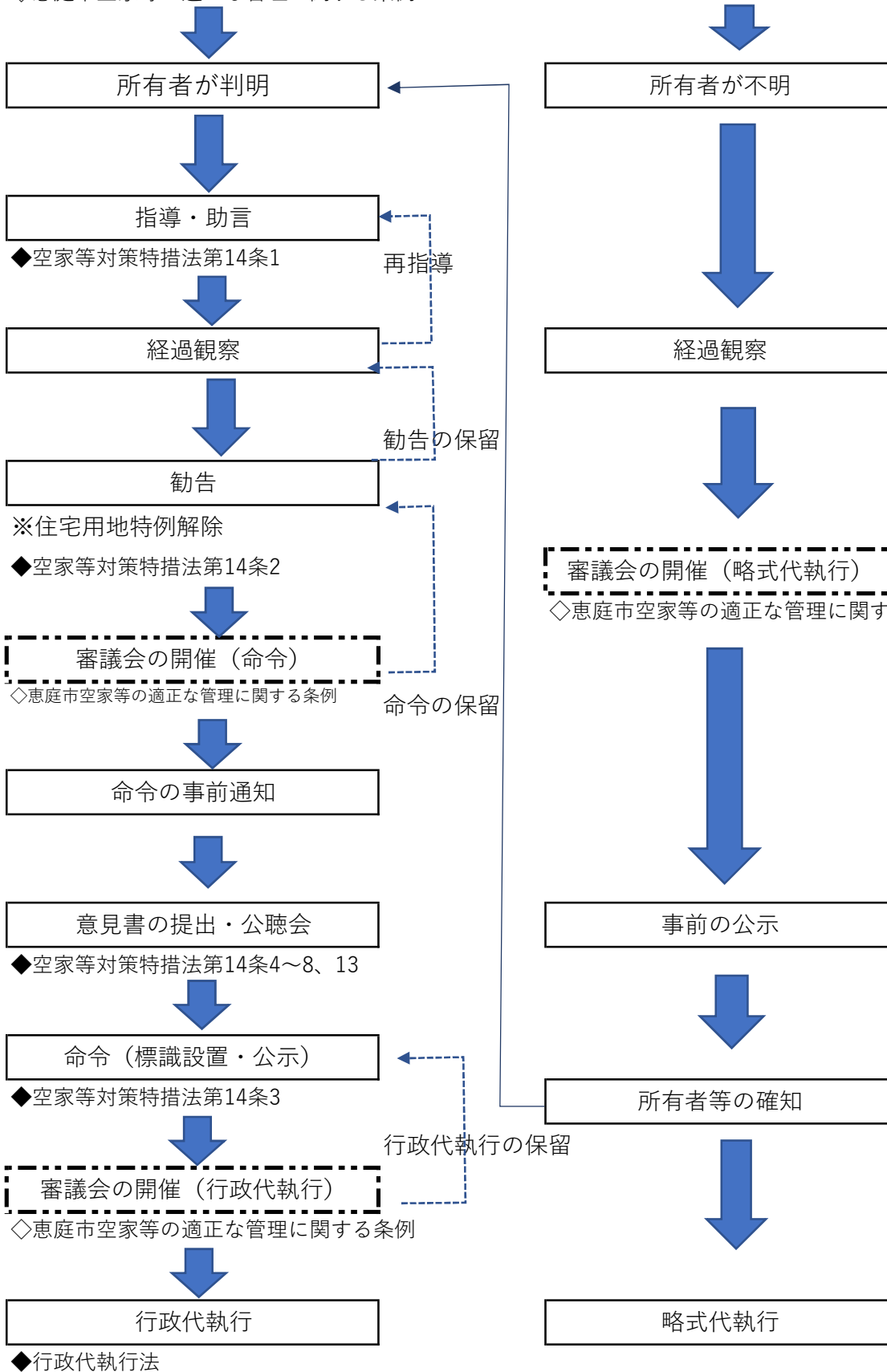
裏面資料（特定空家等認定後の措置について）のとおり。

# 特定空き家認定後の措置

資料 1

特定空き家に認定

◇恵庭市空き家等の適正な管理に関する条例



再指導

勧告の保留

命令の保留

行政代執行の保留

財産管理人制度の利用

略式代執行の保留